投資信託規定集

秋　田　銀　行

2008 年 12 月施行

2024年1月1日改正

○　投資信託総合取引約款
○　投資信託受益権振替決済口座管理規定
○　自動けいぞく（累積）投資約款
○　特定口座約款
○　特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
○　積立投資信託取扱約款
○　非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

投資信託総合取引約款

第１条（約款の趣旨）

１　この約款は、投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づく取引、累積投資取引またはそれらを組み合せた取引（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

２　この約款に定めのない事項については、別途定める投資信託受益権振替決済口座管理規定、自動けいぞく（累投）投資約款、特定口座約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、積立投資信託取扱約款、非上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款、未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款により取扱います。

第２条（総合取引の申込方法）

１　お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行の本支店または出張所等に提出することによって、総合取引を申込むものとし（当行所定の郵送での申込みも含みます。）、当行がこれを承諾した場合に総合取引を開始することができます。

２　前項において、当行が総合取引の開始を承諾したとき、包括的累積投資契約が成立したものとして取り扱います。

３　お客様が前項の申込みをされる場合には、前項と同一の本支店または出張所の本人名義の普通預金口座または当座勘定取引口座を、解約金、償還金、収益分配金等の入金のための口座（以下「指定預金口座」といいます。）として登録していただきます。

４　指定預金口座のある本支店または出張所を「取引店」といいます。

第３条（印鑑届出）

お客様は、総合取引開始時に当行所定の申込書により印鑑を届出ていただきます。（お届出ていただいた印鑑を「お届け印」といいます。）

第４条（指定預金口座への解約金等の入金）

当行では、投資信託受益権の解約金・売却代金・償還金・収益分配金を、所定の手数料と手数料に係る消費税、信託財産留保額、所得税および住民税等を差し引いたうえで、お客様の指定預金口座にご入金いたします。

第５条（指定預金口座の変更）

１　指定預金口座を変更する場合には、当行所定の書面によって届出ていただきます。

２　変更申込受付後の取扱いは、第３条に準じて行うものとします。

第６条（届出事項の変更等）

１　印章を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。なお、この届出および前条第１項の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

２　届出のあった住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。

第７条（成年後見人等の届出）

１　家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

２　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

３　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

４　前３項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

５　前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第８条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第９条（約款の変更）

１ この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第５４８条の４の規定に基づき変更するものとします。

２ 前項によるこの規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他の方法で公表することにより、周知します。

（以　上）

投資信託受益権振替決済口座管理規定

第１条（この規定の趣旨）

１　この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

２　お客様と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」その他の当行が定める契約条項によるものとします。

第２条（振替決済口座）

１　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外

の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3　当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第３条（振替決済口座の開設）

1　振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2　当行は、お客様から「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3　振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第４条（契約期間等）

1　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとします。

2　この契約は、お客様または当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第５条（当行への届出事項）

「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

第６条（振替の申請）

1　お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

(1)　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの

(2)　法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3)　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

(4)　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

(5)　償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

(6)　販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

a　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

b　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

c　償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

d　償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

e　償還日

f　償還日翌営業日

(7)　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2　お客様が振替の申請を行うに当たっては、その３営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。

(1)　当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数

(2)　お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(3)　振替先口座およびその直近上位機関の名称

(4)　振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5)　振替を行う日

3　前項第１号の口数は、１口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が１口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第３号の提示は必要ありません。また、同項第４号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5　当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第７条（他の口座管理機関への振替）

1　当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関への振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。

　また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等［担保設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等］）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

第８条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第９条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第１０条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

第１１条（お客様への連絡事項）

１　当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

(1)　償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

(2)　残高照合のための報告

(3)　お客様に対して機構から通知された事項

２　前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、毎年の３月末、６月末、９月末および１２月末のいずれかを基準日として、その翌月中に行う通知をもって、毎年３月末、６月末、９月末および１２月末付けで、その翌月中の時期に年１回以上行います。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の所管部署に直接ご連絡ください。

３　当行が届出のあった名称、住所等にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送あるいは電磁的方法により発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

４　当行は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第３４条の３第４項（同法第３４条の４第４項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第２項に定める残高照会のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照会のためのご報告を行わないことがあります。

５　当行は、第２項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第２項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1)　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

(2)　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第１２条（届出事項の変更手続き）

１　印章を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

なお、この届出および前条第１項の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

２　前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

３　届出のあった住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

４　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。

第１３条（口座管理料）

当行は、この規定に基づく口座の管理について所定の手数料を申し受けることがあります。

第１４条（当行の連帯保証義務）

機構または株式会社だいこう証券ビジネスが、振替法等に基づき、お客様（振替法第１１条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

(1)　投資信託受益権の振替手続を行った際、機構または株式会社だいこう証券ビジネスにおいて、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務

(2)　その他、機構または株式会社だいこう証券ビジネスにおいて、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第１５条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

１　当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

２　当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第１６条（反社会的勢力との取引拒絶）

お客様が、次条第１項第６号に該当せず、自らまたは第三者を利用して次条第１項第７号に該当する行為を行わない場合に利用することができます。また、お客様が、次条第１項第６号に該当し、また、自らまたは第三者を利用して次条第１項第７号に該当する行為を行った場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

第１７条（解約等）

１　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第７条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第４条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(1)　お客様から解約のお申し出があったとき

(2)　お客様が手数料を支払わないとき

(3)　お客様について相続の開始があったとき

(4)　お客様がこの規定に違反したとき

(5)　お客様が振替決済口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(6)　お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

a　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

b　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

c　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

d　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

e　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(7)　お客様が、自らまたは第三者を利用して，暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(8)　振替決済口座において、当行が定める一定期間残高がなく、かつ他取引に影響を及ぼさないと判断されるとき、当行はお客様に通知のうえ、振替決済口座を解約します。

なお、お客様が当行に特定口座を開設している場合は、他取引に影響を及ぼさないと判断されるとき、振替決済口座の解約と同時にお客様の特定口座を廃止します。

(9)　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

２　前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。なお、遅延損害金は解約金等から充当することができるものとします。

３　当行は、前項の不足額の引取りの日に第１３条の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

第１８条（解約時の取扱い）

１　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭等については、当行の定める方法によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

２　前条第１項の（６）、（７）、（９）に基づく解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、その解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

第１９条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第２０条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1)　第１２条第１項による届出の前に生じた損害

(2)　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3)　依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

(4)　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5)　前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第１０条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6)　第１９条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第２１条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第２２条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第５４８条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

（以　上）

自動けいぞく（累積）投資約款

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）との間の、別表記載の投資信託委託会社が発行する別表の追加型証券投資信託受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第２条（申し込み方法）

１　契約については、包括的累積投資契約によるものとし、すでに当該契約を締結している場合を除き以下の場合に申込むものとします。

(1)　投資信託口座を開設するとき。

(2)　インターネットバンキングサービスにおいて投資信託サービスの利用を申込むとき。

(3)　投資信託の募集または購入等の取引を申込むとき。

２　申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものといたします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第１回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。

３　契約が締結されたとき、当行はただちに自動けいぞく投資口座を設定いたします。

第３条（金銭の払込み）

申込者はファンドの買付けにあてるため、１回の払込みにつき別表の払込単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし第１回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第２回目以降は随時払込むものといたします。

第４条（買付時期・価格）

１　当行は、申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なく当該ファンドの買付けを行います。ただし、申込者はいつでもその買付けまたは取得の中止を申し出ることができます。

２　前項の買付価額は買付約定日の価額に当行の目論見書補完書面等に記載された手数料および消費税を加えた金額といたします。

３　買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものといたします。

第５条（果実の再投資）

１　前条の管理に係るファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に各ファンド毎繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

２　申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第６条（返還）

１　当行はこの契約に基づくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに各ファンドの目論見書等に記載された支払日に換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、別表の換金価額に基づくものといたします。

２　前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第７条（解約）

１　この契約は次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

(1)　申込者から解約の申し出があったとき。

(2)　当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。

(3)　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

２　この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中のファンドを第６条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第８条（申込事項等の変更）

１　改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出ていただきます。

２　前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第９条（その他）

１　当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

２　当行は、次の各号によって生じた損害についてはその責任を負いません。

(1)　届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合。

(2)　印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。

(3)　天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当該ファンドの買付けもしくは当該ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

３　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

４　この約款に定めのない事項については、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理規定、またはファンドの信託約款により取扱います。

（以　上）

自動けいぞく（累積）投資約款　別表

《払込単位》
購入：「5千円以上1円単位」
積立：「1千円以上1千円単位」

窓口：店頭での申込み可否を表示します。
ＩＢ：インターネット投資信託サービスでの申込み可否を表示します。
購入：購入が可能なファンドです。
積立：積立投信の申込みが可能なファンドです。

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
ひふみプラス レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
ひふみワールド＋ レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド ＜愛称：クアトロ＞ ピクテ・ジャパン株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
コモンズ30ファンド コモンズ投信株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・ロボティクス株式ファンド（1年決算型） 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・フィンテック株式ファンド 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド（1年決算型） ＜愛称：グローバルMaaS（1年決算型）＞ 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
スマート・ラップ・ジャパン（1年決算型） 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
グローバル・ヘルスケア＆バイオ・ファンド ＜愛称：健次＞ 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
まるごとひふみ15 レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
まるごとひふみ50 レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
まるごとひふみ100 レオス・キャピタルワークス株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド（1年決算型） ピクテ・ジャパン株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド ＜愛称：ポジティブ・チェンジ＞ 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌々営業日の価額	○	○	○	○
日興アクティブバリュー 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	○	○	○	○
モルガン・スタンレー　グローバル・プレミアム株式オープン（為替ヘッジなし） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
ダイワ・US－REIT・オープン（年1回決算型）為替ヘッジなし 大和アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
One国内株オープン 〈愛称：自由演技〉 アセットマネジメントOne株式会社	返還請求日の価額	○	○	○	○
世界経済インデックスファンド 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
世界経済インデックスファンド（債券シフト型） 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
世界経済インデックスファンド（株式シフト型） 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	○	○	○	○
野村インデックスファンド・外国株式 ＜愛称:Funds－i　外国株式＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	○	○	○
野村インデックスファンド・日経225 ＜愛称:Funds－i　日経225＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	○	○	○
つみたて8資産均等バランス 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	○	○	○
つみたて米国株式(S&P500) 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	○	×	○
つみたて4資産均等バランス 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	○	×	○
グローバル3倍3分法ファンド（1年決算型） 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
グローバル5．5倍バランスファンド（1年決算型） ＜愛称:ゴーゴー・バランス＞ 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型） ＜愛称:円債くん（年2回決算型）＞ 東京海上アセットマネジメント投信株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
インデックスファンド225 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型） SBI岡三アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
高金利先進国債券オープン(資産成長型) ＜愛称:月桂樹（資産成長型）＞ 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
BAMワールド・ボンド＆カレンシー・ファンド(1年決算型) ＜愛称:ウィンドミル1年＞ ベアリングス・ジャパン株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
ワールド・リート・オープン(1年決算型) 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型）Bコース ＜愛称:グランツール1年＞ シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
ニッセイ日本勝ち組ファンド ニッセイアセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
外国株式インデックスファンド 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
HSBCインドオープン HSBC投信株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
東京海上・東南アジア株式ファンド 東京海上アセットマネジメント投信株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
ブラジル・ボンド・オープン（年2回決算型） 大和アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
ピムコ・エマージング・ボンド・オープンBコース 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
三菱UFJ　純金ファンド ＜愛称:ファインゴールド＞ 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
高格付債券ファンド(為替ヘッジ70)資産成長型 ＜愛称:73(しちさん)＞ 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
MHAM J－REITインデックスファンド(毎月決算型) ＜愛称:ビルオーナー＞ アセットマネジメントOne株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
トレンド・アロケーション・オープン 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・TOPIX ＜愛称:Funds－i　TOPIX＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・J-REIT ＜愛称:Funds－i　J－REIT＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・外国REIT ＜愛称:Funds－i　外国REIT＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・新興国株式 ＜愛称:Funds－i　新興国株式＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・国内債券 ＜愛称:Funds－i　国内債券＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・新興国債券 ＜愛称:Funds－i　新興国債券＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ﾍｯｼﾞ型 ＜愛称:Funds－i　新興国債券・為替ﾍｯｼﾞ＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○
野村インデックスファンド・外国債券 ＜愛称:Funds－i　外国債券＞ 野村アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額	×	×	○	○

ファンド名 投資信託委託会社	換金価額	窓口		IB	
		購入	積立	購入	積立
日本好配当株オープン 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	返還請求日の価額	新規お申込みの受付は停止しております。			
DIAM世界好配当株オープン(毎月決算コース) ＜愛称:世界配当倶楽部＞ アセットマネジメントOne株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
HSBC中国株式ファンド(3ケ月決算型) HSBC投信株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
HSBC新BICsファンド HSBC投信株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
グローバル・ボンド・ポートDコース アセットマネジメントOne株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型) 三菱UFJアセットマネジメント投信株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
GW7つの卵 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
BAMワールド・ボンド＆カレンシー・ファンド(毎月決算型) ＜愛称:ウィンドミル＞ ベアリングス・ジャパン株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
世界銀行債券ファンド＜愛称:ワールド・サポーター＞ 日興アセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型) 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌営業日の価額				
テトラ・エクイティ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	返還請求日の翌々営業日の価額				

特定口座約款

第１条（約款の趣旨）

１　この約款は、お客様が株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）において特定口座内上場株式等（租税特別措置法第３７条の１１の３第１項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当行に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第３項第２号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

２　お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第２条（特定口座開設届出書等の提出）

１　お客様が特定口座の開設を申し込まれる際には、あらかじめ、当行所定の特定口座開設届出書に必要事項を記載のうえ記名・捺印し提出いただきます。その際、当行所定の方法により、お客様の本人確認を行わせていただきます。

２　お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

３　お客様は当行で１口座に限り特定口座を開設できるものとします。

４　お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。

第３条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第４条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第３７条の１１の３（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第３７条の１１の４（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成１４年法律第１５号）附則第１３条および関係政省令に基づいて行います。

第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。

(1)　第２条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付の委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

(2)　当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

(3)　当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等

(4)　お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

第６条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第２５条の１０の２第７項に定められる方法のいずれかにより行います。

第７条（源泉徴収・還付）

１　当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合には、租税特別措置法３７条の１１の４、地方税法７１条の５１その他関連法令の規定に基づき、源泉徴収・還付を行います。

２　源泉徴収・還付は投資信託口座または公共債口座の指定預金口座から引き落とし、または入金により行います。指定預金口座からの引き落としの際には、当座勘定規定・総合貯蓄口座取引規定に関わらず、小切手または普通預金・総合貯蓄口座通帳および同払戻請求書の提出なしに引き落とします。

第８条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第２５条の１０の２第１１項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第９条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第２号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第２５条の１０の２第１０項および第１１項の定めるところにより行います。

第１０条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第４号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第２５条の１０の２第１４項第３号または第４号および租税特別措置法施行令第２５条の１０の２第１５項から第１７項までに定めるところにより行います。

第１１条（年間取引報告書等の送付）

１　当行は、租税特別措置法３７条の１１の３第７項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年１月３１日までにお客様に交付します。

２　特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当行はその解除日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

３　当行は、特定口座年間取引報告書２通を作成し、１通をお客様に交付し、１通を税務署に提出します。

４　当行は、租税特別措置法第３７条の１１の３第８項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を翌年１月３１日までにお客様に交付します。

第１２条（届出事項の異動）

特定口座開設届出書の提出後に、次の各号のいずれかに該当したときは、お客様は遅滞なく当行所定の届出書により当行に届け出ることを要します。

(1)　氏名、住所その他の届出事項に変更があったとき

(2)　お取引店の変更を希望するとき

(3)　お客様が当行に開設した投資信託口座または公共債口座の解約を申し出たとき

(4)　お客様の特定口座が第７条（源泉徴収・還付）により源泉徴収の適用を受けている場合で、当該適用をやめるとき

(5)　特定口座の名義人が死亡したとき。相続人はその旨当行に届け出ることを要します。

第１３条（特定口座の廃止）

次の各号のいずれかに該当したときは、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

(1)　お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第２５条の１０の７第１項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

(2)　お客様が海外転勤等により出国（所得税法第２条第１項４２項に規定する出国をいいます。）され居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、租税特別措置法施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

(3)　租税特別措置法施行令第２５条の１０の８に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(4)　当行が約款等で定める投資信託または公共債のロ座解約事由に該当し、当該口座が解約され、実質的に上場株式等を特定口座に受入れることができなくなったとき。この場合、当行はお客様に通知のうえ、特定口座を廃止します。

(5)　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第１４条（特定口座を通じた取引）

お客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第１５条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、所得税法、租税特別措置法、地方税法、関係政省令、諸規則、投資信託受益権振替決済口座管理規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定等に従って取り扱うものとします。

第１６条（免責事項）

お客様が第１２条（届出事項の異動）の変更手続を怠ったこと、その他の当行の責によらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第１７条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第１８条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第５４８条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、２０１９年6月１５日より適用させていただきます。

（以　上）

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第３７条の１１の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第４項第１号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第２条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

１　当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののうち租税特別措置法第３７条の１１の３第３項第２号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に該当するもののみを受入れます。

２　当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第３条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

１　お客様が租税特別措置法第３７条の１１の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受ける場合には、支払確定日の前営業日までに、当行に対して租税特

別措置法第３７条の１１の６第２項および同法施行令第２５条の１０の１３第２項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。

２　お客様が租税特別措置法第３７条の１１の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日の前営業日までに、当行に対して租税特別措置法第３７条の１１の６第３項および同法施行令第２５条の１０の１３第４項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただきます。

第４条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理いたします。

第５条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第３７条の１１の６第６項および関連政省令の規定に基づき行われます。

第６条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

(1)　お客様から租税特別措置法施行令第２５条の１０の７第１項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

(2)　お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(3)　お客様の相続人から租税特別措置法施行令第２５条の１０の８に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(4)　当行が約款等で定める投資信託または公共債の口座解約事由に該当し、当該口座が解約されたとき

第７条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第８条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第５４８条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、２０２０年４月１日より適用させていただきます。

（以　上）

積立投資信託取扱約款

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）との間の、積立投資信託購入サービス「〈あきぎん〉積立投信」に関する取り決めです。

当行は、この約款に従って積立投資信託購入サービスをお客様と締結いたします。

第２条（積立投資信託購入サービス）

１　「積立投資信託購入サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、毎月５日に、お客様が指定する振替金額（以下「払込金」といいます。）をご指定の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から自動引落しして、お客様が指定する投資信託を購入する取引をいいます。

２　本サービスの指定預金口座は、投資信託取引における指定預金口座と同一の預金口座とし、自動引落しにあたっては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とします。

第３条（積立期間とコース）

１　本サービスでは、積立期間を無期限とするフリーコースと、積立期間を設定する期間設定コースがあり、それぞれ以下のとおりとなっております。

	フリーコース	期間設定コース
個人のお客様	ご選択いただけます。	積立期間１年、２年または３年からご選択いただけます。
法人のお客様	ご選択いただけません。	積立期間１年のみご選択いただけます。

２　期間設定コースでは選択した積立期間を変更することはできません。

　また、積立終了月はお申込み時点で確定するため、預金残高不足により買付が行われなかった月があった場合でも、積立終了月は変わりません。

３　選択したコースの変更（期間設定コースからフリーコース、またはフリーコースから期間設定コース）はできません。

４　インターネット投資信託サービスでは、フリーコースのみ取扱うものとし、期間設定コースは取扱いません。

第４条（買付ファンド）

１　本サービスによって買付できる投資信託は、当行が定めるファンド（以下「対象ファンド」といいます。）とします。

　なお、対象ファンドは自動継続コースのみ取扱うものとし、分配金受取コースは取扱いません。

２　お客様は、対象ファンドの中から買付を希望するファンドを指定するものとします。（指定されたファンドを、以下「指定ファンド」といいます。）

第５条（申込方法）

１　お客様は、この約款を確認し所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当行に提出することによって、または当行所定の方法でインターネットバンキングサービスにより本サービスを申込むものとします。

ただし、当行が本申込みを承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。

2　申込みにあたっては、「自動けいぞく（累積）投資約款」（以下「自動けいぞく約款」といいます。）に基づき指定ファンドの累積投資口座を開設させていただきます。ただし、すでに開設済みであるときはこの限りではありません。

第６条（申込内容の変更または解除）

本サービスの変更または解除の申込みは、所定の書面に必要事項を記入のうえ、記名押印し、振替日の２営業日前までに提出するものとします。

第７条（買付方法および払込金）

1　当行は、指定預金口座からの自動引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、自動けいぞく約款の定めに従い、買付を行います。

2　前項の買付にあてる払込金は、指定ファンド毎にフリーコースは１千円以上１千円単位、期間設定コースは 50 千円以上１千円単位とします。

また、年間２回まで毎月の払込金を増額できるものとし、増額分はフリーコース､期間設定コースともに１千円以上１千円単位とします。

3　指定預金口座の預金残高が、払込金に満たない場合は、買付を行いません。

4　前項にかかわらず、お客様が指定ファンドを複数指定している場合で、預金残高が総払込金に満たない場合は、すべての指定ファンドについて買付を行いません。

なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。

また、本項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5　振替日の当行所定の時間に指定預金口座の預金残高が、払込金に満たない場合は買付を行いません。

6　振替日が銀行休業日にあたる場合は、前営業日に自動引落しを行います。

第８条（買付時期および価額）

1　当行が前条に基づいて買付を行なうために、指定預金口座から自動引落しを行った日に、買付の申込みがあったものとして取扱います。

2　振替日の翌営業日を買付日としますが、指定ファンドの目論見書に定める申込みを受付しない日に該当する場合は、当該日以降で最初の申込み受付が可能となる日を買付日とします。

3　第１項の買付価額は、指定ファンドの投資信託説明書（目論見書）に定める買付約定日の価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該投資信託の手数料および消費税を加えた金額とします。

4　第１項にかかわらず、指定ファンドの委託者が買付の申込みを受付しない場合、または取消した場合は、買付の申込みは不成立となります。

第９条（果実の再投資）

果実の再投資は、「自動けいぞく約款」に基づき行うものとします。

第１０条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。

(1)　取引の明細

当行は、本サービスに基づく取引の明細について、投資信託受益権振替決済口座管理規定（以下「振替決済口座管理規定」といいます。）等に基づき、原則として四半期毎（３、６、９、１２月末を基準日として翌月）に期間中のファンド毎の買付明細および買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」によりお客様に通知します。

(2)　金銭および残高明細

当行は、指定ファンドの残高等について、前号に定める取引残高報告書に記載してお客様に通知します。

ただし、前号の該当取引がない場合は、1 年に 1 回以上、取引残高報告書によりお客様に通知することがあります。

第１１条（対象ファンドの除外）

対象ファンドが以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該ファンドを対象ファンドから除外することができるものとします。この場合、当行は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

(1)　当該ファンドが償還されることとなった場合もしくは償還された場合

(2)　その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合

第１２条（解除）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。

(1)　お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解除を申し出たとき

(2)　お客様が指定預金口座を解約したとき

(3)　お客様が指定ファンドの累積投資口座を解約したとき

(4)　当行が本サービスを提供することができなくなったとき

(5)　やむを得ない事由により当行が本サービスの解除を申し出たとき

第１３条（その他）

1　当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2　当行は、次の各号によって生じた損害についてはその責任を負いません。

(1)　届出印の押印された所定の書類と引き換えに、この契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合

(2)　印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合

(3)　所定の書類に押印された印影と届出印の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合

(4)　天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当該ファンドの買付けもしくは当該ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合

3　第１０条（取引および残高の通知）の定めに従い、お客様に対して当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

4　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあり、係る改定が行われた場合は、本サービスの取扱いは改定後の約款に従うものとします。

５　この約款に定めのない事項については、別に定める「振替決済口座管理規定」、または「自動けいぞく約款」等により取扱います。

附則

この約款は、２０１９年１０月２８日より適用させていただきます。

（以　上）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

第１条（約款の趣旨）

１　この約款は、お客様が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第３７条の１４に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社秋田銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第３７条の１４第５項第２号、第４号および第６号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

２　お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第２条（非課税口座開設届出書等の提出等）

１　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第３７条の１４第５項第１号、第１０項および第１９項に基づき「非課税口座開設届出書」（すでに当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、すでに当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第３７条の１１の３第４項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第１８条の１５の３第２４項において準用する租税特別措置法施行規則第１８条の１２第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第２５条の１３第３２項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年１０月１日から再開設年または再設定年の９月３０日までの間に提出してください。

また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月３０日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

２　非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行および他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

３　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第３７条の１４第１６項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

４　当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第３７条の１４第５項第１０号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①　１月１日から９月３０日までの間に受けた場合
　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

②　１０月１日から１２月３１日までの間に受けた場合
　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

５　お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年１０月１日から設定年の９月３０日までの間に、租税特別措置法第３７条の１４第１３項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

６　当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第３７条の１４第５項第９号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第３条（特定累積投資勘定の設定）

１　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は２０２４年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

２　前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第３条の２（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第３条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第４条（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第５条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第３条第２項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の１２月３１日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が１２０万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が１，８００万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

② 租税特別措置法施行令第２５条の１３第２９項において準用する同条第１２項第１号、第４号及び第１１号に規定する上場株式等

第５条の２（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

１ 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第２９条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第２項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の１２月３１日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が２４０万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が１，２００万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が１，８００万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第２５条の１３第３１項において準用する同条第１２項各号に規定する上場株式等

２ 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第２条第１４項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第４条第１項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第６７条第１項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第３条第１号に規定する信託契約において法人税法第６１条の５第１項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第２５条の１３第１５項第２号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第２５条の１３第１５項第１号及び第３号の定めがあるもの以外のもの

第６条（譲渡の方法）

特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第１９２条第１項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第３７条の１０第３項第４号または第３７条の１１第４項第１号もしくは第２号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第７条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

１　租税特別措置法第３７条の１４第４項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第２５条の１３第２９項において準用する同条第１２項第１号、第４号および第１１号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第１号、第４号および第１１号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第３７条の１４第４項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

２　租税特別措置法第３７条の１４第４項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第２５条の１３第３１項において準用する租税特別措置法施行令第２５条の１３第１２項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第３７条の１４第４項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第８条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

１　当行は、お客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から１０年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

①　当行がお客様から租税特別措置法施行規則第１８条の１５の３第６項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第７項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合

　当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

②　当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合

　お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

２　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第１項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第９条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第３７条の１４第１２項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

第１０条（非課税口座取引である旨の明示）

１　お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

　なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）

２　お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

　なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第１１条（契約の解除）

１　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

①　お客様から租税特別措置法第３７条の１４第１６項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合

　当該提出日

② 租税特別措置法第３７条の１４第２２項第１号に定める「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から起算して５年を経過する日の属する年の１２月３１日までに租税特別措置法第３７条の１４第２４項に定める「帰国届出書」の提出をしなかった場合

租税特別措置法第３７条の１４第２６項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（５年経過する日の属する年の１２月３１日）

③ 租税特別措置法第３７条の１４第２２項第２号に定める「出国届出書」の提出があった場合

出国日

④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「非課税口座継続適用届出書」を提出した場合を除く）

租税特別措置法第３７条の１４第２６項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑤ お客様の相続人・受遺者による相続･遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第２５条の１３の５に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

⑥ お客様が当行に「非課税口座開設届出書」を提出後に所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設が当初よりできなかった旨の提供があった場合

当該提供があった日に、お客様の非課税口座は当初から開設されなかったものとみなし、非課税管理勘定または累積投資勘定に保管されている上場株式等を特定口座（当行に特定口座を開設していない場合、一般口座）に移管いたします。

なお、当該提供前に非課税で受領した普通分配金については、遡及して課税されますので、投資信託口座に設定している指定預金口座から課税分を徴収いたします。

２ 前項の場合のほか、当行がやむを得ない事由により、解約を申し出たときについてもこの契約は解除されるものとします。

第１２条（免責事項）

この約款に定める事項について、お客様が手続きを怠ったこと、その他の当行の責によらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第１３条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については､当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第１４条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第５４８条の４の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、２０２４年1月１日より適用させていただきます。

（以　上）